ナンゾヤ改さんのコメントについて

ナンゾヤ改さんの、「宗教法人世界平和統一家庭連合の解散命令請求について（令和５年10月12日記者配布資料)」についてのコメントについて、以下の通り反論します。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/pdf/93975301_01.pdf

第１回（9/11）
所轄庁である文部科学大臣は、宗教法人世界平和統一家庭連合（以下「本件宗教法人」という。）について、解散命令請求を行うこととしました。
解散命令請求を行う判断に至った経緯や理由は、以下のとおりです。
（解散命令請求に至った経緯）
解散命令事由は、宗教法人法（以下「法」という。）に厳格に定められており、この事由に該当するかの判断に当たっては、法人の活動に係る十分な実態把握と具体的な証拠の積み上げが不可欠となります。
そのため、文化庁では、昨年１１月以降、法７８条の２の規定に基づき、本件宗教法人に対して、７回にわたり報告徴収・質問権を行使したほか、全国霊感商法対策弁護士連絡会（「全国弁連」）や被害者の方々からの情報収集等の対応を丁寧に進めてまいりました。
例えば、被害者等からの情報収集では、１７０人を超える全国の被害者等の方々から、本件宗教法人と関わりを持った経緯や被害状況等を伺うなどしてきましたが、長期間にわたり被害を受けて傷ついた結果、ご自身の気持ちの整理に時間を要するなど、様々なご事情を抱えておられる方が多く、文化庁としては、個々の心情に最大限、配慮しながら対応を行うこととなりました。
これらの報告徴収により得た資料、１７０人を超える被害者等へのヒアリング内容、その他の資料を精査した結果、本件宗教法人について、法８１条１項１号及び２号前段の解散命令事由に該当するものと判断しました。
その上で、憲法上の権利である信教の自由の保障の観点から、請求の判断に慎重を期するため、これまでの報告徴収・質問権行使に当たり諮問してきた宗教法人審議会に、宗教法人法の規定及びその趣旨の下、本件宗教法人に解散命令請求を行うことについて意見を聞いた結果、相当であるとの意見であり、所轄庁である文部科学大臣として解散命

令請求を行うことしました。

文化庁が解散命令を判断するに至る概略が述べられた。
以下はそれの更なる概略。

文化庁は家庭連合の活動の実態把握と具体的な証拠の積み上げを行ってきた。
具体的には、法７８条の２の規定に基づき、教団に対して、７回にわたり報告徴収・質問権の行使と、全国弁連や被害者双方から情報収集をした。
この時の被害者側からの情報収集は１７０人以上。
報告徴収により得た資料、被害者等へのヒアリング内容、その他の資料を精査した結果、本件宗教法人について、法８１条１項１号及び２号前段の解散命令事由に該当するものと判断した。
請求の判断をより慎重を期するため、宗教法人審議会に、意見を聞いた結果、解散命令請求が相当であるとのことで、所轄庁である文部科学大臣として解散命令請求を行うこととした。

【ナンゾヤ改さん】
文化庁からは 7 回の質問権の公使と被害者側からは 170 人以上の双方から事情を聴いた。
これまで家庭連合は被害者側からしか話を聞いていないと声を大にして主張してきたが、しっかりと 7 回にわたり教団からも報告徴収・質問権の行使をおこなっていた。
宗教審議会、つまり宗教関係者からも意見を聴いて「解散命令請求が相当」という意見であった。
このように文化庁はしっかりと手順を踏んでいる。

【小笠原】
文部科学省は、質問権を行使し、被害者側から 170 人のヒアリングを行ったと言っている。しかし質問権は、一方的に家庭連合の組織の体制など調査するものであって、家庭連合の信者の意見を聞くものではない。そもそもどのような質問がなされたか、信者にはわからない。
信者の 2 万人の嘆願書も受け取らず、郵送することとなった。要するに信者の人権がど

のように損なわれるかについて、文部科学省は調査もしていない。信教の自由に配慮するという宗教法人法第 1 条第 2 項「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。」に反している。
さらに、宗教法人審議会の意見と聞いたというが、その議事録は非公開とされ、開示請求の結果開示されたが、議事内容は全て墨消しされて、一切が闇のままとなっている。
このような手続きは、正当なものとは評価できず、不当であると言わざるを得ない。

【ナンゾヤ改反論】
とりあえず「反論に対する反論　第 1 回」ができたので投稿します。
ああ、楽しい。
前々から小笠原さんと議論したかったのですよね。
それから「調査報告の解説」の第 2 回と第 3 回も読んでおいて、これにも素晴らしい反論を下さい。
それでは「反論に対する反論　第 1 回」、どうぞ!

小笠原氏の反論への反論(第 1 回分)
文化庁の解散命令に関する調査は、家庭連合からの多くの被害が生じた事から始まった。
文化庁は宗教法人の所轄庁である。
このことから、家庭連合が宗教法人法第 81 条関係に該当するのか否かを調査する必要が生じた。
当然調査対象は被害実態を調べる事になる。
なので教団の代表からの聴取を行う事があっても、被害を与えた事とは関係ない一般信者からの声を聴く意味はない。
従ってこの事は「信教の自由」を阻害するわけでもない。
また、小笠原さんは「宗教法人審議会の意見と聞いたというが、その議事録は非公開とされ、開示請求の結果開示されたが、議事内容は全て墨消しされて、一切が闇のままとなっている」と主張した。
審議会委員は宗教団体の役員や宗教学関係の教授であったりと、日常的にはそちらの専

門の人達。
審議会はその人達から家庭連合に関する率直な意見を求める場である。
そこには当然家庭連合への批判意見が出る。
その事から誰が何を言ったのかが公開されるとなると、萎縮して率直な意見を話してもらえなくなることが充分想定できる。
なので、非公開は当たり前である。
宗教法人法第 1 条第 2 項「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。」に反している。
別に反してなどいない。
信者の人権については寧ろ文化庁や審議会は、宗教法人に極力配慮するから非公開で調査を進めているのではないですか。
洗いざらい加害者の身元も教団の中の役職も違法行為と教義との関係とかも全部公開していいのでしょうか。
それこそが宗教法人法に抵触しますよ。
家庭連合は何故こんな単純な事を理解できないのだろうか。
要するに彼らは文化庁にも落ち度がある様なイメージを作りたかったのであろう。

【小笠原再反論】
「被害を与えた事とは関係ない一般信者からの声を聴く意味はない。」というコメントは、信教の自由に対する無理解のみならず、行政による権限行使の本質への無理解から来ていると思われる。
これは単なる懲罰ではなく、解散に関する事件である。信教の自由の観点からは、解散によって信者が被る不利益についても、十分な配慮が必要である。これは、最高裁（令和 8 年 6 月 22 日）が、「宗教法人の解散命令が確定したときはその清算手続が行われ、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになり、これらの財産を用いて信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることがあり得ることから、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであ

るかどうかを慎重に吟味しなければならないというべきである」と言っている通りである。しかし文部科学省は、信仰をしている当の本人である信者が、清算になるとどのように困るのか一切ヒアリングをしないのであれば、どのようにして信教の自由が阻害されるのかがわかるのか。これは文部科学省のみならず、信教の自由についての配慮が足らないのであって、この点を私は追及している。

さらに、宗教法人審議会の議事録が開示されないということは、適切な宗教行政が行われたかどうかが、全くわからない。行政が、審議会の委員に圧力をかけた疑いもあり（サンケイ新聞報道による）、また家庭連合の解散を歓迎する日本基督教団の委員もおり、中立な審議がされたかどうかが、全くわからない。異論もあったはずだが、それもわからない。「宗教法人に極力配慮するから非公開で調査を進めている」のではなく、真相は真逆であって、宗教法人に対する配慮がないから、こっそりと「全会一致」で決めてしまったのである。

文化庁報告書の解説　第２回

（解散命令請求の対象事実）

解散命令請求の対象事実は、本件宗教法人が、遅くとも昭和５５年頃から、長期間にわたり、継続的に、本件宗教法人の財産的利得を目的として、献金の獲得や物品販売に当たり、多数の者を不安又は困惑に陥れ、相手方の自由な意思決定に制限を加えて、相手方の正常な判断が妨げられる状態で献金又は物品の購入をさせて、多数の者に多額の財産的損害、精神的犠牲を余儀なくさせ、その親族を含む多数の者の生活の平穏を害する行為をしたというものです（以下「本件対象行為」という。）。

本件対象行為が認められると判断した理由は、次のとおりです。

○　まず、本件宗教法人の損害賠償責任を認めた判決３２件（以下「本件各判決」という。）があることです。

本件各判決は、１６９人という多数の被害者について、本件宗教法人の信者が、遅くとも昭和５５年頃以降、多数回にわたり、多数の者に対して行った献金勧誘行為、物品販売行為又は伝道活動が違法であると認定しています。

また、全国各地に散在する様々な場所における事案であるにもかかわらず、不法行為を基礎づける根拠として、以下の①～③の手法（のいずれか）を共通して認定しています。

① 本件宗教法人の教義であることを明らかにしないまま、伝道活動及びそれに引き続く教化・教育を行った（未証し勧誘）

② 先祖の因縁により、自身はもとより、家族、子孫等が重大な不利益を被る事態が生ずるなどと告げて不安をあおった（因縁トーク）

③ 不相当に高額な献金をさせた

このような全国広範囲の多数の事案における不法行為の類似性・共通性は、本件各判決の事案以外にも、同様の手法により、多数の献金等の財産獲得行為が反復、継続して多数回行われていたことを強く推認させます。

○ また、本件各判決の事案以外にも、献金等について本件宗教法人に対して損害賠償を求める民事訴訟が提起されて訴訟上の和解に至った方々が４１９人、本件宗教法人に通知書を発出して献金等の返還等を求め、代理人による交渉の結果、示談が成立した方々が９７１人おられます。

このような膨大な和解や示談の存在から、本件宗教法人が、寄付等の一般的呼び掛けや受動的な金銭の受領にとどまらず、本件宗教法人の財産獲得のために、個々の人々に対して相当積極的な働きかけをしていると認められます。

○ さらに、本件宗教法人においては、その勧誘、物品販売あるいは献金獲得等に関するマニュアル等が作成されています。これらのマニュアル等には、正体を隠して指導教育的な働きかけをすること、自身や家族の不幸や不遇に乗じてその不安をあおること、本人の経済状態に照らして不相当に高額な寄付をさせることなどが記載されており、本件各判決で認定された不法行為の特性（上記①～③）を裏付ける証拠が多数存在していることも確認されました。

加えて、被害を訴える方々も上記①～③の手法を経験したと述べており、その中には、本件宗教法人の信者となった後、自らも同様の手法で勧誘、物品販売あるいは献金獲得等を行う活動に従事したと述べる方もおられました。

○ 以上から、本件対象行為が認められると判断しました。

私により分かりやすい表現に書き換え

（解散命令請求の対象事実）

どのような事実によって解散命令請求を決定したのか。
それは献金や物品販売の際、「先祖の因縁」の話を持ち込み多数の人を不安又は困惑に陥れ、相手の人の正常な判断が妨げた状態で高額な献金又は物品の購入をさせた。
そして、多数の人に財産的損害、精神的犠牲を余儀なくさせ、その親族を含む多数の者の生活の平穏を害する行為をしたという事である。
具体的には以下のとおり。

○　この案件では 32 件の民事裁判の判決で損害賠償が命じられた。
昭和 55 年以降 32 件の訴訟において 169 人という多数の被害者がいた。
これらの人達には上述の献金勧誘行為、物品販売行為、伝道活動が違法であることが認定された。
しかもこれらの不法行為は全国的に散在して行われたにもかかわらず以下の 3 点において共通している。
①宗教法人であるにもかかわらず、その正体と伝道目的であることを明らかにしないまま、伝道活動及びそれに引き続く教化・教育を行った。（未証し勧誘）
②先祖の因縁により、自身はもとより、家族、子孫等が重大な不利益を被る事態が生ずるなどと告げて不安をあおった。（因縁トーク）③不相当に高額な献金をさせた。
このような全国的な広範囲の多数に行われた不法行為は、その類似性・共通性が、32 件の各判決の事案以外に、同様の手法により、多数の献金等の財産獲得行為が反復、継続して多数回行われていたことを強く推認させる。
○　32 件の訴訟以外に同様の被害で和解に至った人が 419 人、示談が成立した人が 971 人いた。
このような膨大な和解や示談の存在から、この宗教法人が、単なる寄付等の一般的呼び掛けや受動的な金銭の受領とは別に、この宗教法人の財産獲得のために、個々の人々に対してかなり積極的な働きかけをしていると認められる。
○　勧誘、物品販売、献金獲得等に関しては、マニュアル等が作成されていたことが判明。
これらのマニュアルには、正体を隠して指導教育的な働きかけをすること、自身や家族の不幸や不遇に乗じてその不安をあおること、本人の経済状態に照らして不相当に高額な寄付をさせることなどが記載されていた。

この他に 32 件の訴訟判決において、不法行為の特性（上記①～③）を裏付ける証拠が多数存在していることも確認
された。
更には、訴訟以外の被害を訴える人々が上記①～③の手法を経験したと述べている。
その中には、この宗教法人の信者となった後、自らも同様の手法で勧誘、物品販売あるいは献金獲得等を行う活動に従事したと述べいた。

【ナンゾヤ改】

先祖の因縁トークとそれを含むマニュアル。

全国規模で同様の違法行為。

これは組織的に行われたと言える。

確かに３２件の訴訟は個別に行われたので、相互の共通性は判明しなかったが、文化庁などのこの調査で組織性がかなり高い事が分かったと言える。

【小笠原】

岸田首相は、「行為の組織性や悪質性、継続性などが明らかとなり、宗教法人法の（解散命令請求の）要件に該当すると認められる場合には『民法の不法行為も入り得る』という考え方を整理した」と答弁した。それ以降、「悪質性・組織性・継続性」とマスコミでも騒がれ、文部科学省もそれを証明しようとやっきになった。

３２件の民事訴訟で、統一教会（家庭連合になる前）の不法行為が認定されているのは事実。しかし、これはコンプライアンス宣言(2009 年)前のものばかりで、宣言以降は、家庭連合は自主的に改善に取り組み、民事訴訟はほぼなくなった。つまり、継続性が認められない。ところが文部科学省は、2022 年 10 月 12 日の資料を見れば明らかであるが、「悪質性・組織性・継続性」については何も書いていない。つまり、岸田首相以降繰り返されてきた「悪質性・組織性・継続性」という要件をすりかえて、平均３０年前の事案のみで解散しようとした。ここに、文部科学省の欺瞞がある。多くの国民がこの事実に気が付いていないが、勝手にゴールポストを動かしているのであり、極めて危険である。

（被害の規模）

文化庁で把握した限り、本件宗教法人について、以下のような事実関係を把握しました。これらの数値からすると、本件対象行為による被害の規模は、相当甚大であると考えられます。

○ 本件宗教法人に対する損害賠償請求を認容する民事判決

人数 ：３２件、１６９人

認容金額等の合計 ：約２２億円（一人当たり約１，３２０万円）

※ 控訴審において訴訟上の和解をしたものを含む。

○ 全体（訴訟上の和解、訴訟外の示談を含む）

人数 ：約１，５５０人

解決金等の総額 ：約２０４億円（一人当たり約１，３１０万円）

○ 献金のための過度な経済的負担に関する例

・ 家族や会社等に無断で、その資産を献金等に費消した。

・ 退職金や失業手当を献金等に費消した。

・ 献金等により生活に困窮した結果、借金や家財道具の質入れを余儀なくされた。

○ 被害者本人の精神的苦痛に関する例

・ 先祖の因縁により、家族や子孫等が重大な不利益を被る事態が生ずると告げられて不安をあおられ、繰り返し、献金等の名目で多額の金銭を拠出した。

・ 繰り返し、重ねて働きかけを受けたことで、常に金策に追われ、終わりの見えない、不安な毎日を強いられた。

○ 被害者の親族等への影響に関する例

・ 将来の生活の資金を失った。

・ 資産状態の悪化に伴い、家族間の信頼関係が失われた。

・ 両親の献金等により貧困に苦しみ、大学への進学を断念した。

私により分かりやすい表現に書き換え

文化庁によって家庭連合について調査した結果、被害規模が甚大であった事が分かった。以下はその実態の具体的な内容。

○　民事訴訟における損害賠償を命じられた件数、その人数、賠償金総額

32 件　169 人　約 22 億円(1 人当たり約 1,320 万円)

○ 訴訟上での和解、訴訟外の示談を含む総被害人数と解決金等の総額

総人数約 1,550 人　解決金等の総額約 204 億円（一人当たり約 1,310 万円）

○　高額献金のための過度な経済的負担に関する例

・ 家族や会社等に無断で、その資産を献金等に費消した。

・ 退職金や失業手当を献金等に費消した。

・ 献金等により生活に困窮した結果、借金や家財道具の質入れを余儀なくされた。

○ 被害者本人の精神的苦痛に関する例

・ 先祖の因縁により、家族や子孫等が重大な不利益を被る事態が生ずると告げられて不安をあおられ、繰り返し、献金等の名目で多額の金銭を拠出した。

・ 繰り返し、献金の強要を受けたことで、常に金策に追われ、終わりの見えない不安な毎日を強いられた。

○ 被害者の親族等への影響に関する例

・ 将来の生活の資金を失った。

・ 資産状態の悪化に伴い、家族間の信頼関係が失われた。

・ 両親の献金等により貧困に苦しみ、大学への進学を断念した。

【ナンゾヤ改】

家庭連合への民事訴訟で損害賠償を命じられた件数 32 件と合わせ、和解・示談に至った家庭連合からの被害は、相当に大きな規模であったことが分かった。

総人数約 1,550 人、解決金等の総額約 204 億円（一人当たり約 1,310 万円）であった。

しかもその被害は献金をさせられた本人以外に親族にも及んでおり、家庭崩壊すら引き起こしていた事実もあった。

今日の動画でも小笠原氏は家庭連合は何も問題が無い団体であるかのようなことを言っていた。

とんでもない。

この文化庁の調査報告書を読まず無視しているから、そんな頓珍漢な事を真顔で言える。

この文化庁の調査報告を直視できない人達は、完全にマインドコントロールを受けてい

る状態と言える。

【小笠原】

和解・示談というのは訴訟ではない。つまり、紛争性がない事件のことを言っている。不法行為については認定されないまま、双方譲り合って、妥協するのが和解・示談というものである。つまり、和解・示談をもって不法行為があったと言うことはできない。実際、家庭連合の返金の申し入れに対して、本人の家庭の事情や生活環境などを配慮して、返金したケースが多々あると、家庭連合側は言っている。

文部科学省は、家庭連合を解散させるために、ありとあらゆる理由をつけて、被害額を積み上げようとしたが、これは目的ありきの詭弁である。

第４回（9/14）

（「法令に違反」について）

○ 本件宗教法人は、東京高裁平成７年２月１９日決定（以下「東京高裁平成７年決定」という。）を根拠として、法８１条１項１号所定の「法令に違反」について、民法は含まないと主張しています。

しかし、東京高裁平成７年決定は、宗教法人が「犯罪的、反道徳的・反社会的存在に化する」場合があり、そのような事態を防止するために法８１条の解散命令制度を設けたと述べており、解散命令制度が適用される場面として、犯罪成立以外も念頭に置いています。

東京高裁平成７年決定の「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」という判示は、同決定の解散命令の対象が、大量殺人を目的として計画的に、組織的にサリンを生成したという事案であったことから、当該事案に対する判断として記載されたものであり、同決定が、民法を含まないとする根拠とはなりません。

○ これに対し、宗教法人法を所管する文部科学大臣としては、主に、以下の理由から、法８１条１項１号所定の「法令に違反」する行為に民事法上の規律や秩序に違反する行為も含まれると理解しています。

① 宗教法人の公益法人としての法人格は民法を根拠としており、公益に資する存在であることを理由に法人格を付与されている存在である。

したがって、民法の規律や秩序に反する行為に及んだ宗教法人を解散命令制度の対象か

ら排除すべき理由はない。
むしろ、民事法上の規律や秩序に違反する宗教法人の存在が認められることは、宗教団体に法人格を付与する趣旨・目的に反しており、不適切あるいは不必要である。
② 法８１条１項１号所定の「法令に違反」の「法令」には、文理上、何ら制限はない。
③ 法の立法過程（昭和２６年３月２４日参議院文部委員会）においても、同号の定める「法令」には「法律、命令すべて」が含まれるとの理解がされていた。
○ そして、本件対象行為は、民法上の不法行為に該当しており、本件対象行為により発生した被害も甚大であって、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」ことから、法８１条１項１号の解散命令事由に該当すると認めました。

私により分かりやすい表現に書き換え

（「法令に違反」について）
○ 平成７年２月１９日、東京高裁においてオウム真理教の宗教法人解散命令の決定がなされた。
これを根拠として、法８１条１項１号所定の「法令に違反」について、家庭連合は「民法は含まない」と主張している。
しかし、この東京高裁の決定は、宗教法人が「犯罪的、反道徳的・反社会的存在」になり得る場合があり、そのような事態を防止するために法８１条の解散命令制度を設けたと述べている。
つまり、解散命令制度が適用される場面として、犯罪成立以外も念頭に置いていることがわかる。
また、この東京高裁平成７年決定で「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」という判断を下した。
ただし、この文言は解散命令の対象が、大量殺人を目的として計画的に、組織的にサリンを生成したという事案であったため、この事案のみに対する判断として記載されたものである。
従ってこの決定が、民法を含まないとする根拠とはならない。

○ これとは別に、宗教法人法を所管する文部科学大臣として、主に以下の理由から、法８１条１項１号所定の「法令に違反」する行為に民法上の規律や秩序に違反する行為も含まれるとしている。

① 宗教法人は公益法人としての法人格が民法を根拠としており、公益に資する存在であることを理由に法人格を付与されている。

したがって、民法の規律や秩序に反する行為に及んだ宗教法人を解散命令制度の対象から排除すべき理由はない。

むしろ、民事法上の規律や秩序に違反する宗教法人は、宗教団体に法人格を付与する趣旨・目的に反し、不適切あるいは不必要である。

② 法８１条１項１号所定の「法令に違反」の「法令」には、文字通りの意味(文理上)においても、特定の法律を適用する様な制限はない。

③ 法の立法過程（昭和２６年３月２４日参議院文部委員会）においても、同号の定める「法令」には「法律、命令すべて」が含まれるとの理解がされていた。

○ そして、本件の献金勧誘行為、物品販売行為又は伝道活動は、民法上の不法行為に該当している。

しかも、本件対象行為により発生した被害も甚大であって、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」ことから、

法８１条１項１号の解散命令事由に該当すると認めた。

【ナンゾヤ改】

解散命令請求当時、家庭連合は「民法は含まない」としきりに主張していた。

しかし、宗教法人を所管するこの文化庁によって、いとも容易くそれが否定された。

家庭連合の自分たちにだけ通用する根拠なき理屈は他では意味をなさない事をこの際自覚するべきだ。

【小笠原の回答】

解散自由に民法を含むという解釈は、それを前提とするなら、違反規定を明確にするべきだと、家庭連合は反論している。どのような行為が犯罪になるのか明確にしないまま、

後付けの理由で罰するのは、罪刑法定主義に反する。また、このような解釈変更は訴求すべきではないが、東京高裁は訴求させた。最高裁判所は、これに対して明確に答えず、東京高裁決定を支持した。
文化庁は、家庭連合の清算が始まるやいなや、「民法も解散自由になる」と大宣伝を始めた。都道府県に通達を出し、各宗教団体の代表にも同様の手紙を出している
つまり、明確な基準もないまま、行政が「不法行為に反している」と判断すれば、「解散」することができる道筋ができてしまった。
これは、宗教行政が抑圧的なものとなる、恐ろしい方針である。

【ナンゾヤ改反論】
小笠原さんの反論は以下の４点である。

1.「どのような行為が犯罪になるのか明確にしない」
2.「罪刑法定主義に反する」
3.以上の事を東京高裁は訴求させた。最高裁判所は、これに対して明確に答えず、東京高裁決定を支持した。
4.行政が「不法行為に反している」と判断すれば、「解散」することができる道筋ができてしまった

いずれも単純な間違を認識している。
これらの内容は、解散命令請求をした当時、教団を擁護する法律の弁護士からの説明であった。
弁護士と言えば法律のプロのはずなのでなので、余計に笑ってしまう。
順番に反論の反論をする。

1.に対して
本件を扱うのは刑法でなく民放。
「犯罪」という言葉は意味がない。
ただし、民法は広く一般的な事項に関わることが多いので、それらには規定は設定できない。

2.に対して

「罪刑」という事からこれも刑事事件ではないので適用外。

3.に対して

どの裁判所においても、この案件で扱うものが民法に限るので、刑法の概念は無視する。

4.に対して

これは「不法行為に反している」と小笠原さんは言っているが、むしろ「民法に反している」だとか「不法行為だから」と言いたいのかなと思う。

いずれにしろ民法でのトラブルはどの宗教法人でもあり得る。

しかし、家庭連合の場合は文化庁が調べた限りでもその規模は、被害総人数約 1,550 人、解決金等の総額約 204 億円（一人当たり約 1,310 万円）と、あまのにも大きい。

これを解散命令請求せずして何を解散命令請求するのか。

家庭連合は「宗教法人法第８１条関係は民法は適用しない」と主張しているのに、刑法関係の規定を持ち出して文化庁に対して反論している。

あるときには民法は適用外と言ったり、時には刑法を扱う規定を持ち込んだりと主張が一貫性に欠けている。

つまり文化庁が間違っていると言うイメージ作りには、なりふり構ってられない姿が見えてしまった。

【小笠原再反論】

１，２，３について、勘違いされているようだが、罪刑法定主義は刑法だけに適用されるのではない。

憲法３１条　何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

この条文のどこにも、刑法だけに適用されるとは書いていない。

実際、刑罰を定める法律は無数にある。道路交通法、労働基準法、所得税法などいくらでもある。例えば、ひき逃げをすると、道交法第 117 条救護義務違反で 10 年以下の拘

禁刑となることがある。

宗教法人法も、解散命令規定は、自然人であれば死刑に相当するものである。家庭連合の信者が被っている様々な苦難も、まさに解散の結果もたらされたものである。従い、罪刑法定主義が宗教法人法第 81 条に適用されないとすれば、それは憲法の根本に関わる重大な問題なのである。

4、については、宗教法人法の解散命令の要件に民法の不法行為が含まれるかどうか（民法は禁止規範化どうか）という論点と、宗教法人法に罪刑法定主義を適用すべきかどうか、という論点は、全く異なる問題である。これを混同した上で、「あるときには民法は適用外と言ったり、時には刑法を扱う規定を持ち込んだりと主張が一貫性に欠けている。」と誤った指摘をするのみならず、「文化庁が間違っていると言うイメージ作りには、なりふり構ってられない姿」などと根拠のない批判をすることは、それこそ小笠原のイメージを下げる目的の、「ためにする議論」と言わざるを得ない。

第５回（9/15）

文化庁報告書の解説　第５回目

（「目的を著しく逸脱した」について）

○ 本件対象行為は、法８１条１項１号だけでなく、法８１条１項２号前段の解散命令事由にも該当すると認めました。

前記のとおり、宗教法人は、民法上、公益法人とされています。

公益法人は、会社等の営利法人とは対置される存在です。

宗教法人が公益法人である理由は、宗教団体が、宗教活動によって不特定多数者に精神的安定、あるいは精神的訓練を与えて、社会に貢献するものと期待されているからです。

そして、このような宗教団体の公益的性格こそが、宗教法人が公益法人として法人格を付与される根拠となっています。

そのため、公益を損なう宗教法人の活動は、法８１条１項２号前段が定める「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当するといえます。

○ 本件対象行為は、以下のような点において、法人の財産的利得を目的として、献金等の獲得が優先され、信者やその親族が犠牲になることに配慮なく、多数の者を不安や困惑に陥れるなどして、その犠牲を余儀なくさせるようなものと認められました。

① 個々の人々に対して、個別に積極的に、執拗に献金するように働きかけており、一般的に行われる寄付では当然の前提ともいうべき自主性・自発性を尊重されていないこと
② 献金勧誘等の手法（未証し勧誘や因縁トーク等）は、本件宗教法人の財産的利益を優先した方法であること
③ 信者に対し、信者の良心等よりも本件宗教法人の利益を図ることを優先し、その命令の善悪、法適合性や道徳的観点からの判断を禁止するような指導がみられ、良心よりも本件宗教法人の利益を優先することとなった結果、多数の信者が本件対象行為を実践したと考えられること
④ 莫大な財産的被害が発生し、一人当たりの金額も相当多額であること
⑤ 献金等を働きかけるに当たり、様々な調査を実施して、相手方の資産状態や相手方の家庭における出費に関する決定権の有無等の情報を把握していたこと
⑥ 信者本人の子どもにも深刻な影響（本件宗教法人の信者が本件宗教法人に多額の献金をしたことにより家族関係が破綻、経済的に困窮した結果、貧しい幼少期を過ごすことを余儀なくされ、大学への進学も断念せざるを得なくなるなど）を与えたこと

したがって、このような行為は、宗教活動を通じて不特定多数者の利益を図る公益的役割に反しており、「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当すると認めました。

○ 本来、宗教法人は、公益法人として、宗教活動によって不特定多数の者に心の平穏や精神的安定をもたらし、社会貢献する存在であると期待されているにもかかわらず、本件対象行為は、人々に苦痛や苦悩を与え、生活の平穏を害するという負の影響を生じさせており、法８１条１項２号前段の「著しく目的を逸脱する行為」に該当すると認めました。

私により分かりやすい表現に書き換え

（「目的を著しく逸脱した」について）
○ 本件対象行為(違法な物品販売や献金勧誘)は、法８１条１項１号だけでなく、法８１

条１項２号前段の解散命令にも該当すると認めた。
家庭連合は、民法上、公益法人とされている。
宗教法人が公益法人である理由は、宗教団体が、宗教活動によって不特定多数者に精神的安定、あるいは精神的訓練を与えて、社会に貢献するものと期待されているから。
そして、このような宗教団体の公益的性格こそが、公益法人として法人格を付与される根拠となっている。
そのため、公益を損なう宗教法人の活動は、法８１条１項２号前段が定める「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当するといえる。

○ 本件対象行為は、以下のような点が認められた。
法人の財産的利得のために、信者やその親族が犠牲となるような多数の者を不安や困惑に陥れるなどした。
そうした犠牲を余儀なくさせるものと認められた。
① 個々の人々に対して、個別に積極的に、執拗に献金するように働きかけており、一般的に行われる寄付では当然の前提ともいうべき自主性・自発性が尊重されていないこと
② 献金勧誘等の手法（未証し勧誘や因縁トーク等）は、本件宗教法人の財産的利益を優先した方法であること
③ 本件宗教法人はその利益を図ることを優先するため、信者に対しその命令の善悪、法適合性や道徳的観点からの判断を禁止するような指導した。
その結果、多数の信者が本件対象行為を実践したと考えられること
④ 莫大な財産的被害が発生し、一人当たりの金額も相当多額であること
⑤ 献金等を働きかけるに当たり、様々な調査を実施して、相手方の資産状態や相手方の家庭における出費に関する決定権の有無等の情報を把握していたこと
⑥ 本件宗教法人の信者が多額の献金をしたことによってその家族関係が破綻、経済的に困窮した。
その結果、子どもは貧しい幼少期を過ごすことを余儀なくされ、大学への進学も断念せざるを得なくなるなど信者本人の子どもにも深刻な影響を与えた。

したがって、このような行為は、宗教活動を通じて不特定多数者の利益を図る公益的役割に反しており、「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」

に該当すると認めた。

○ 本来、宗教法人は、公益法人として、宗教活動によって不特定多数の者に心の平穏や精神的安定をもたらし、社会貢献する存在であると期待されている。
それにもかかわらず、本件対象行為は、人々に苦痛や苦悩を与え、生活の平穏を害するという負の影響を生じさせた。
これを法８１条１項２号前段の「著しく目的を逸脱する行為」に該当すると認めた。

【ナンゾヤ改】

違法行為が解散命令の要件ではあるが、「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」もそれに当たる。
当然の条文である。
宗教法人は非課税と言う優遇措置を受けている。
公益性を期待しているからだが、それに反して社会に多大な迷惑をかけているならば、それだけで法人格を剥奪するべきであり、家庭連合はそれに匹敵する。

【小笠原の回答】

公益性は宗教法人の要件ではない。それが要件になると、宗教法人が自らの公益性を証明しなければならないことになる。宗教は、それ自体が存立要件なのであって、公益性を否定されたら宗教ではない、というのは、そもそも宗教のなんたるかを理解していない行政の一方的な解釈である。
宗教法人法第６条にも、「宗教法人は、公益事業を行うことができる。
２　宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。」と書いてあるのであって、公益事業以外の事業を行うことは妨げられていない。
また、宗教法人の全ての事業を非課税にするという条文はない。宗教法人も、公益事業以外の事業に対しては課税されることになっている。従い、非課税が不適当だから解散というのは、間違っている。

【ナンゾヤ改反論】

小笠原氏の反論への反論(第５回分)

小笠原さんの反論は以下の２点である。

1.公益性は宗教法人の要件ではない。
それが要件になると、宗教法人が自らの公益性を証明しなければならないことになる。

2.公益事業以外の事業を行うことは妨げられていない。
また、宗教法人の全ての事業を非課税にするという条文はない。宗教法人も、公益事業以外の事業に対しては課税されることになっている。
従い、非課税が不適当だから解散というのは、間違っている。

小笠原さんは宗教法人が公益法人に含まれている事を法人税法まで遡って恐らくは調べていないであろう。
そうでなければ、こんな乱暴な事は言えない。
以下に彼の反論に対する反論を述べる。

1.に対して
宗教法人は、学校法人や社会福祉法人などと同様に、法人税法上の公益法人等に含まれます。
公益法人の目的は不特定かつ多数の利益となる事業（公益目的事業）を行い、社会に良い影響をもたらすことです。

2.に対して
何をか言わんやと言う感じ。
上述の法人税法の示すところを読めば、普通に宗教活動をすれば公益法人の要件は整っていると判断される。
ところが多くの人々に多大な不穏や迷惑をかけていたわけだから、公益法人の目的は果たしてないと判断された。

「非課税が不適当」と言うのも確かにある。
しかし根幹は多くの人達に不安を与えまともに生活できないほどの高額を献金させた等の公益性とは真逆な行為があったから。

私からすればかなり苦しい言い訳で、私に対してと言うよりもコメントを読む全ての人に納得させるのは難しいなと言うのが率直な思いです。

【小笠原再反論】
「宗教法人は、学校法人や社会福祉法人などと同様に、法人税法上の公益法人等に含まれます」というのは、その通りです。だから、宗教法人は、自らの公益性を証明する必要はなく、それだけで法人税法上の免税となります。
ただし、宗教法人でも、公益事業以外の事業は課税対象になります。家庭連合の事業が公益事業ではない、というのであれば、それを特定して課税すれば済みます。法人税法上の納税義務の有無は、解散とは関係ありません。
ちまたでは、免税優遇されているから解散させろ、という意見が横行していますが、それは間違いです。文部科学省も裁判所も、そんなことは言っていません。

第 6 回（9/16）
（本件宗教法人について、解散命令事由に該当すること）
○ 本件宗教法人は、本件宗教法人に対する損害賠償請求を認容した民事裁判において、教団の代表役員や教団幹部・役職員が本件対象行為を指示・命令したと認定されたものがないことを理由に、本件対象行為について、「宗教法人について」の行為とは評価できないと主張しています。
しかし、解散命令は、公益活動のために付与された宗教法人の法人格を維持させることが不適切な場合、その法人格を消滅させるための制度です。
宗教法人では信者が様々な活動をしているのに、宗教法人の代表役員等の行為でないというだけで、宗教法人の行為とは評価できないということになれば、解散命令制度を設けた意味がなくなってしまいます。
ですから、「宗教法人について」「行為をしたこと」に該当する場合とは、直接の行為者と当該宗教法人の関係、当該行為者の立場、行為の目的、行為の経緯や態様、行為の効

果の帰属やその結果などの事実関係を踏まえ、社会通念上、当該法人の業務ないし活動として行われたものと評価できる場合をさすべきです。

○ 本件宗教法人については、主に、以下の理由から、本件対象行為が、「本件宗教法人について」解散命令の要件に該当する事由があると判断しました。
① 本件対象行為は、本件宗教法人の信者によって、本件宗教法人の教義と関連付けて行われていること
② 本件対象行為の目的は、本件宗教法人に財産を得させることにあって、現に、本件対象行為により、本件宗教法人は、献金等を受け、財産を取得していたこと
③ 献金に関し、本件宗教法人の本部から各教会へ指示等が出され、各教会が献金獲得や物品販売に関与していたこと
④ 獲得した献金や物品販売の売上げが賞罰の対象となっていたこと
⑤ 本件対象行為は全国的に画一的な方法によって行われており、全国の教会を取りまとめる組織の存在がうかがえること

以上から、本件宗教法人について、法８１条１項１号及び２号前段に該当する事由があると認めました。

私により分かりやすい表現に書き換え

（本件宗教法人について、解散命令事由に該当すること）
○ 家庭連合は、損害賠償を命じられた民事裁判において、教団の役員や幹部・役職員が違法行為を指示・命令したと認定されたものがないことから、宗教法人としての行為とは評価できないと主張している。
宗教法人は公益活動のために付与された制度であるため、宗教法人の活動が公益活動としては不適切である場合、解散命令によってその法人格を消滅させることができる。
しかし、宗教法人の代表役員等の行為でないというだけで、宗教法人の行為とは評価できないということになれば、解散命令制度を設けた意味がなくなってしう。

○ 家庭連合は、主に、以下の理由から、本件対象行為が、解散命令の要件に該当すると

判断した。

① 本件対象行為は、本件宗教法人の教義と関連付けて信者によって、行われていること

② 本件対象行為は、家庭連合に財産を得させることが目的であり、現に、本件対象行為により、家庭連合は、献金等を受け財産を取得していたこと

③ 本件宗教法人の本部から各教会へ献金についての指示等が出された事によって、各教会が献金獲得や物品販売に関与した。

④ 獲得した献金や物品販売の売上げが賞罰の対象となっていたこと

⑤ 本件対象行為は全国的に画一的な方法によって行われており、全国の教会を取りまとめる組織の存在がうかがえること

以上から、本件宗教法人について、法８１条１項１号及び２号前段に該当する事由があると認めた。

【ナンゾヤ改】

所謂「霊感商法」や脅し騙しによる高額献金の強要が 32 件の訴訟によって違法行為であると認められた。

教団幹部は依然として自身の関与を否定している。

しかし、訴訟３２件の内 22 件は高い組織性がある事も認めらた。

違法な方法で得ていた事は、教団へ金を投じる目的であり、教会ごとにその献金額のノルマがある事が幾つかの場面で明らかになっている。

教団役員が関与していないと言うのは今さら言い訳にもなっていない。

【小笠原】

過去、不適切な献金勧誘行為があったことは、32 件の訴訟によって認定されている。しかし 2009 年のコンプライアンス宣言以降、このような事案はほぼない。家庭連合は、自ら問題を認識し、改善努力を重ねてきた。このことは、信者自身が感じていることであり、私自身も高額献金を要求されたことなどない。

しかし、文部科学省は、コンプライアンス宣言以降の状況については、一切触れていない。これを考慮するならば、とてもではないが解散に持ち込めないからであろう。

家庭連合は、これに対して、東京地裁・東京高裁に、コンプライアンス宣言以前と以後では全く改善されており、継続性はなく、解散の要件にはならない、ということを主張した。しかし東京地裁・東京高裁は、証拠がないにも関わらず、「不法行為があると推認される」「不法行為があるという可能性を否定できない」と言って解散を決定した。恐ろしいのは、東京高裁の決定には、教義が献金をするようになっているから、というとんでもない理由が入っていることである。教義を根拠として解散など、ありえないことである。

【ナンゾヤ改反論】

小笠原さんの反論は以下の 3 点である。

1.過去、不適切な献金勧誘行為があったことは、32 件の訴訟によって認定されている。
しかし 2009 年のコンプライアンス宣言以降、このような事案はほぼない。

2.東京地裁・東京高裁に、コンプライアンス宣言以前と以後では全く改善されており、継続性はなく、解散の要件にはならない、ということを主張した。
しかし東京地裁・東京高裁は、証拠がないにも関わらず、「不法行為があると推認される」「不法行為があるという可能性を否定できない」と言って解散を決定した。

3.また、教義が献金をするようになっているから、というとんでもない理由が入っていることである。
教義を根拠として解散など、ありえないことである。

「コンプライアンス宣言」。
この言葉は家庭連合にとっては解散命令審議に抗する守護神。
しかしいとも簡単に命令は下された。
何故だろうか。
順に反論の反論をしていく。

1.に対して

「コンプライアンス宣言」以降「このような事案はほぼない。」というような「事案」とは 32 件の敗訴のことである。
しかし、それ以降も依然として教団は被害者に対して示談金や和解金は払い続けていた。
これは、教団が「コンプライアンス宣言」以降は敗訴を避けたかったための手段だった。
敗訴を避けるには、示談金や和解金を支払い続けざるを得なかったのである。
これについては反論のしようが無いだろう。

2.に対して
「証拠がないにも関わらず、」という事で「不法行為があると推認される」「不法行為があるという可能性を否定できない」と裁判所が言ったと小笠原さんは言う。
でも、裁判所は全てお見通しで「推認」の論拠を説明している。

裁判所の命令理由は言う。
信者らは、09 年のコンプライアンス宣言後も、銃撃事件までの間、旧統一教会によって定められたコンプライアンス宣言前と同水準の献金収入の数値目標を達成するため、不法行為に該当する献金の勧誘を継続して行い、目標額に近い献金を集めることに成功していたことからすると、損害は前記金額に限定されるものではなく、不法行為の件数や被害額は、コンプライアンス宣言後も、それまでと同水準で推移したものと推認される。

要するに「コンプライアンス宣言」前後の献金収入額に変化が無いので同様の違法の献金勧誘を行ったと「推認」できるということ。

3.に対して
信者が献金は信仰行為であると言っていた。
寧ろ献金は教義と密接な関係にあるのは、どの宗教も同様である。
そこで高裁の解散命令の理由の要旨を抜粋する。

文鮮明は、日本の行くべき道について、「日本は世界の母親として、たとえ飢えたとしても世界の国々を保護し、経済的援助をして育てていくのです」との方針を示し、文鮮明や旧統一教会の会長等の幹部は、信者に対し、「借りてでも天に捧げようとする心がなく

てはならない」、「死ぬようなことがあっても万物復帰をすることに合格しなければならない」、「昼食一食分にも満たない献金をするのでなく、自分の生命、全財産にも当たるすべてを捧げるのです」、「無理なくしては（万物）復帰はできない」、「この世的に見れば最悪でも、天的に見れば最善のことなのです」、「脅迫であっても真の愛を毎日飲める人をつくれば、神はよくやったと言われるでしょう」等と説いていた。
文鮮明は、旧統一教会の会長に対し、日本からの金銭拠出が少ないことを叱責（しっせき）することがあった。

これについて解説の余地は無い。
どうであろう。
文化庁や裁判所からここまでしっかり調査されている。

「コンプライアンス宣言」は対外的に向けた誤魔化しそのもの。
こんなもので裁判所や社会が誤魔化せると思うところに家庭連合の稚拙さが垣間見られる。
高額献金の強要の本質的なところは、むしろ家庭連合の存在そのものにある事はここで照会した文鮮明教祖自らの説教に見られた。
なので、解散命令は予定通り下された。
「コンプライアンス宣言」はまやかしにすぎなかった。

【小笠原再反論】
第 3 回の反論で述べた通り、和解・示談では、不法行為の認定は行われないから、解散自由にならない。
推認で解散を決定する東京地裁の裁判は間違いである。
法と証拠のみで裁判を行うべき裁判所が、「推認」で解散するなど、あってはならないことである。
教義というのは、理想を語るもので、それを現実生活の中で咀嚼するのが信仰生活というものである。文部科学省も、裁判所も、おそらくナンゾヤ改さんも、それがわかっていない。「３年で地上天国ができる」などという文鮮明師の言葉もあるが、地上天国ができていないから、教義が間違いとはならない。創価学会の板まんだら事件の判例通り、

裁判所は教義に踏み込んで是非を判断するべきではなく、ましてや不法行為を認定するなど、およそ裁判所が行うべきことではない。

第 7 回(9/17)

（結論）

○ 本件は、本件宗教法人の信者が、長期間にわたり、献金獲得や物品販売等に伴い、多数の人に対して財産的損害を与えたばかりでなく、その方々の家族を含めて、それらの方々に看過できない重大な悪影響を与え、甚大な被害を及ぼして全国的な社会問題として扱われるまでに至ったというものです。

本件宗教法人の法人格は、不法行為ないし目的逸脱行為による財産獲得の受け皿として機能したものであって、このような事態が宗教団体に法人格を付与した趣旨に反したものであることは明白です。

これらのことから、本件宗教法人に対して直ちに解散が命じられるべきであると判断し、解散命令請求をすることとしました。

以 上

私により分かりやすい表現に書き換え

（結論）

○ 家庭連合は信者によって長期にわたって脅し騙しによる高額献金の強要や法外な値段での物品販売を行ってきた。

これにより、その被害者たちに財産的損害を与えたばかりでなく、その人達の家族を含めて、看過できない重大な悪影響を与えてきた。

このことで、甚大な被害を及ぼして全国的に社会問題として扱われるまでに至った。

家庭連合は宗教法人であるにも関わらず、これらの不法行為ないし目的逸脱行為によって財産獲得の受け皿として機能していた。

このような事態が宗教団体に法人格を付与した趣旨に反したものであることは明白。

これらのことから、本件宗教法人である家庭連合に対して直ちに解散が命じられるべきであると判断し、解散命令請求をすることとした。

以 上

【ナンゾヤ改】

解散命令請求の判断があまりにも遅すぎた。

そこには政治的圧力への忖度が働いたとしか思えない。

今回の請求のタイミングとしては、安倍晋三元総理の死去の直後から報道機関や SNS などによる家庭連合の反社会的活動について一斉に報道された後の事であった。

そこには自民党、とくに安倍派の議員の多くが、反社会的団体として位置付けられた家庭連合との関係が発覚され、それが報じられた。

自民党は与党としての存続の危機として受け止め、当時の総裁である岸田氏は自民党議員と家庭連合との関係を断絶する事を宣言した。

そして、首相としては解散命令請求の検討を支持せざるを得なかった。

この事が家庭連合からすると大きな転換点であった。

【小笠原】

自民党や岸田氏をはじめとした議員が、保身のために家庭連合と関係断絶をしたのは、そのとおり。民主主義の根底を否定する愚行であった。

文部科学省は、過去解散せず、この期に及んで解散することについては、判断に整合性がないと認識していた模様。そのため、苦し紛れにコンプライアンス宣言後の不法行為について陳述書を作ったが、それが捏造であったことが判明している。また、３２件の訴訟の約半数が、拉致監禁・強制棄教の被害者であることも隠している。このような、結論ありきの宗教行政は、今後あってはならない。正しい宗教行政が行われるためにも、当事者である家庭連合の信者が、不当を訴え続ける必要があると考える。

【ナンゾヤ改反論】

小笠原氏の反論への反論(第７回分)

小笠原さんの反論は以下の３点である。

1.自民党や岸田氏をはじめとした議員が、保身のために家庭連合と関係断絶をしたのは、そのとおり。民主主義の根底を否定する愚行であった。

2.コンプライアンス宣言後の不法行為について陳述書を作ったが、それが捏造であったことが判明している。

3.３２件の訴訟の約半数が、拉致監禁・強制棄教の被害者であることも隠している。

いずれも解散命令請求に至るまでの政治や行政の動きについて批判している。
どれも真面な批判でないのでそれを順に指摘する。

1.に対して
自民党の議員が関係を断つのが何故「民主主義の根底を否定する」事になるのだろうか。
その様なことを言えば全ての議員は全ての宗教団体とも何らかの関係を強制させられてしまう。
そういうことなので、小笠原さんも家庭連合も政治の事は全く分かってないと自ら暴露してしまった。

2.に対して
「陳述書を作ったが、それが捏造であったことが判明している」
これは嘘である。
判明などしてはいない。
せめて「疑いがある」と言ってほしかった。
でも、陳述書の本人が内容に間違いが無いと認めた証拠に本人の署名と捺印がある。
後から自分の記憶と違うと後だしジャンケンをされても世間には通用しない。
借用書に署名捺印をした後、「私はそんな借金はしていない」と言っているようなもの。

3.に対して
元信者が原告になって何が悪いのか全く分からない。
本人は堂々と公判に挑み被害を訴えた。
それだけのこと。

今回の小笠原さんの反論は事実認識の誤りである。

【小笠原再反論】

なんども申し上げているが、「自民党の議員が関係を断つ」ということになると、家庭連合の信者が政治家に請願することができないから、憲法１６条違反である。

陳述書に捏造があったことは、東京地方裁判所の証人尋問(2024 年 12 月 9 日)で明らかにされた。そのため東京地方裁判所は、これを証拠としなかった。さらにこれについて、浜田聡前参議院議員が国会で質問したが、文部科学省は否定しなかった。捏造があったことは明らかである。

元信者が訴えて悪いとは言っていない。原告はほぼ全員元信者と思われる。しかしその半数が、拉致監禁・強制棄教の被害者であるとなれば、その不法行為の主張も、作られたものであるとの疑いがある。この点を明らかにしないで解散申し立てすることは、一方の主張のみを取り上げる文部科学省の偏頗性が見て取れる。